| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 二 | 日雇特例被保険者であった期間 | 健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額 | | | | |
| 三 | （略） | 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する合算額 | | | | |
| 四 | （略） | （略） | | | | |
| 五 | （略） | 地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項第一号に規定する合算額 | | | | |
| 六 | （略） | 私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する合算額 | | | | |
| 七 | 国民健康保険の世帯主等であった期間（基準日において、国民健康保険の被保険者でない場合（基準日において当該者と同一の世帯に属する全ての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。）にあっては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であった期間を除く。） | （略） | | | | |
| 八 | （略） | 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第一号に規定する合算額 | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 二 | 日雇特例被保険者（健康保険法施行令第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者をいう。第百三条において同じ。）であった期間 | 健康保険法施行令第四十四条第三項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額 | | | | |
| 三 | 国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の三第一項に規定する自衛官等（以下「自衛官等」という。）を除く。）であった期間 | 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する合算額 | | | | |
| 四 | 自衛官等であった期間 | 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第一号に規定する合算額 | | | | |
| 五 | 地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であった期間 | 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の六第一項第一号に規定する合算額 | | | | |
| 六 | 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった期間 | 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する合算額 | | | | |
| 七 | 令第十一条第一項第三号に規定する国民健康保険の世帯主等（以下この条において「国民健康保険の世帯主等」という。）であった期間（同項第一号に規定する基準日（以下「基準日」という。）において、国民健康保険の被保険者でない場合（基準日において当該者と同一の世帯に属するすべての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令（昭和三十三年令第三百六十二号）第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。）にあっては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であった期間を除く。） | 国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する合算額 | | | | |
| 八 | 高齢者医療確保法の規定による被保険者であった期間 | 高齢者の医療の確保に関する法施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十六条の二第一項第一号に規定する合算額 | | | | |